外国人材の活用

特定技能外国人

1. 「特定技能」の概要

2019年4月1日に改正入管法が施行され、新しく在留資格「特定技能」が設けられました。これにより、深刻な人手不足と認められた建設業や介護、飲食料品製造業等、農業を含む12分野において外国人労働者の就労が可能となりました。この特定技能は、それまでの就労資格と違い在留資格の認可の要件に「学歴」や「母国における関連業務への従事経験」が不要なため、外国人材にとって取得が比較的容易な資格となっています。

特定技能には、1号と2号があり、特定技能1号は、分野毎に課せられる技能試験と日本語 環に合格するか (試験ルート)、技能実習2号を良好に修了すること(技能実習からの移行ルート)で、当該分野に限り5年間の 就労が可能になる資格です。特定技能2号は、1号修了者が移行できる資格で、現在、建設と造船・船舶工業の 2分野のみが1号から2号への移行が可能な分野となっています。

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限 5年まで	3年,1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は 試験等免除)	記域等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
受入れ機関又は登録 支援機関による支援	対象	対象外

2. 対象 12 業種

①介護、②ビルクリーニング業、③素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、④建設業、⑤造船・船用工業、⑥自動車整備業、⑦航空業、⑧宿泊業、⑨農業、⑩漁業、⑪飲食料品製造業、⑫外食業

3. 受入れ機関(企業等)について

受入れ機関が外国人を受け入れるための基準	受入れ機関の義務
・外国人と結ぶ雇用契約が適切(例:報酬額が日本人と同等以上)	・外国人と結んだ雇用契約を確実に
・機関自体が適切(例:5年以内に出入国・労働法令違反がない)	履行(例:報酬を適切に支払う)
・外国人を支援する体制あり(例:外国人が理解できる言語で支援できる)	・外国人への支援を適切に実施
外国人を支援する計画が適切(例:生活オリエンテーション等を含む)	• 出入国在留管理庁への各種届出

4. 登録支援機関について

登録を受けるための基準	登録支援機関の義務
・機関自体が適切(例:5年以内に出入国・労働法令違反がない)	・外国人への支援を適切に実施
• 外国人を支援する体制あり(例: 外国人が理解できる言語で支援できる)	• 出入国在留管理庁への各種届出

5. 技能実習制度とのその他の違い

特定技能は転職が可能

技能実習では原則として転職が不可なのに対し、特定技能では同分野内での転職が可能です。技能実習制度では 在留の目的が実習であるため、「転職」の概念がそもそも存在しません。原則として、受入事業体の倒産と技能実 習2号から3号への移行の場合のみ「転籍」が可能です。一方、特定技能は就労資格であるため、同一職種内の 転職が可能です。

特定技能は人数制限がない

技能実習は受入れ人数に制限があるのに対し、特定技能は一部分野を除き受入れ人数に制限がありません。技能 実習制度の目的は、技術・技能の移転であるため、「適切な指導が求められる」という観点から受入れには人数制 限があります。一方、特定技能は、目的が人手不足を補うことにあるので、建設及び介護を除き受入れ人数に制限 がありません。

> キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏 〒184-0004 東京都小金井市本町1-8-14 サンリープ小金井305 TEL042-316-6420